

島本町立第二小学校 PTA

臨時総会(規約改定)のお知らせと議案書

2021年10月

島本町立第二小学校
校長 辻本 堅二
PTA会長 小林 麻美子

臨時総会(規約改定)のお知らせと議案書

会員のみなさまには、PTAの活動にご理解ご協力を賜り、大変ありがとうございます。

さて、下記の議案について臨時総会を開催いたします。本来であれば会員のみなさまにお集まりいただいていた形式ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点により、「規約変更」についての書面議決を行います。なお、「選出規約変更」については「規約変更」とは異なり、本来であれば議決を行う必要はありませんが、今回は変更箇所が多いため、この度の臨時総会にて第6号議案とします。

議案については次項以降をご覧ください。議決権行使書は、10月18日頃に配布いたします。

※個人情報保護取扱規則の変更のお知らせを最終頁に記載しています。

PTA提出議案	
第1号議案 PTA規約 第5章7条 会計	会費の繰越金が多額の場合は、新たに後期会費を徴収しない場合がある事を追加
第2号議案 PTA規約 第6章9条・11条 役員及び任務、第7章・16条・19条 機関	文化委員長において、給食担当と広報担当の2名体制から、文化委員長を1名体制とし、地区長副委員長を新たに追加
第3号議案 PTA規約 第6章第9条、10条 役員及び任務	任期1年の委員長補欠を置けるようにする
第4号議案 PTA規約 第6章第11条 役員及び任務	島本町PTA連絡協議会の役の兼任を明記
第5号議案 PTA規約 第7章第14条 機関	総会を書面議決で行えることとする
第6号議案 選出規約改定(文化委員長を1人体制に変更、地区長副委員長の追加、委員長立候補の条件緩和、要配慮個人情報保護)	

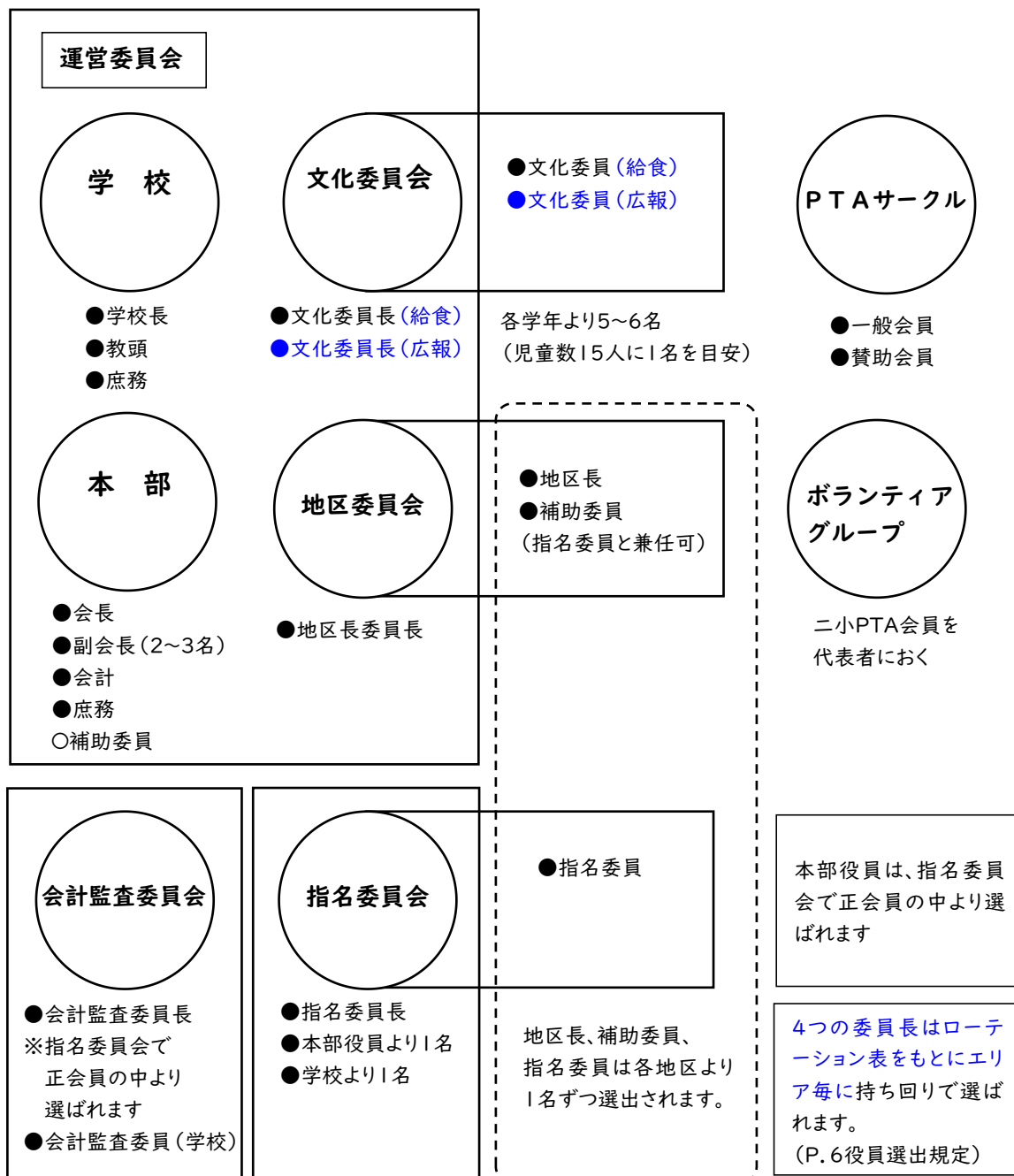
質問がある方は下記メールアドレスまで
17日までに質問事項を送って下さい。
shima2show2020@gmail.com



参考資料) WEB アンケート結果
<http://www.shimamoto-ele02.ed.jp/pta/030715ptaankkekka.pdf>



二小PTA組織図



PTAに対するご要望・ご意見など連絡担当先は…

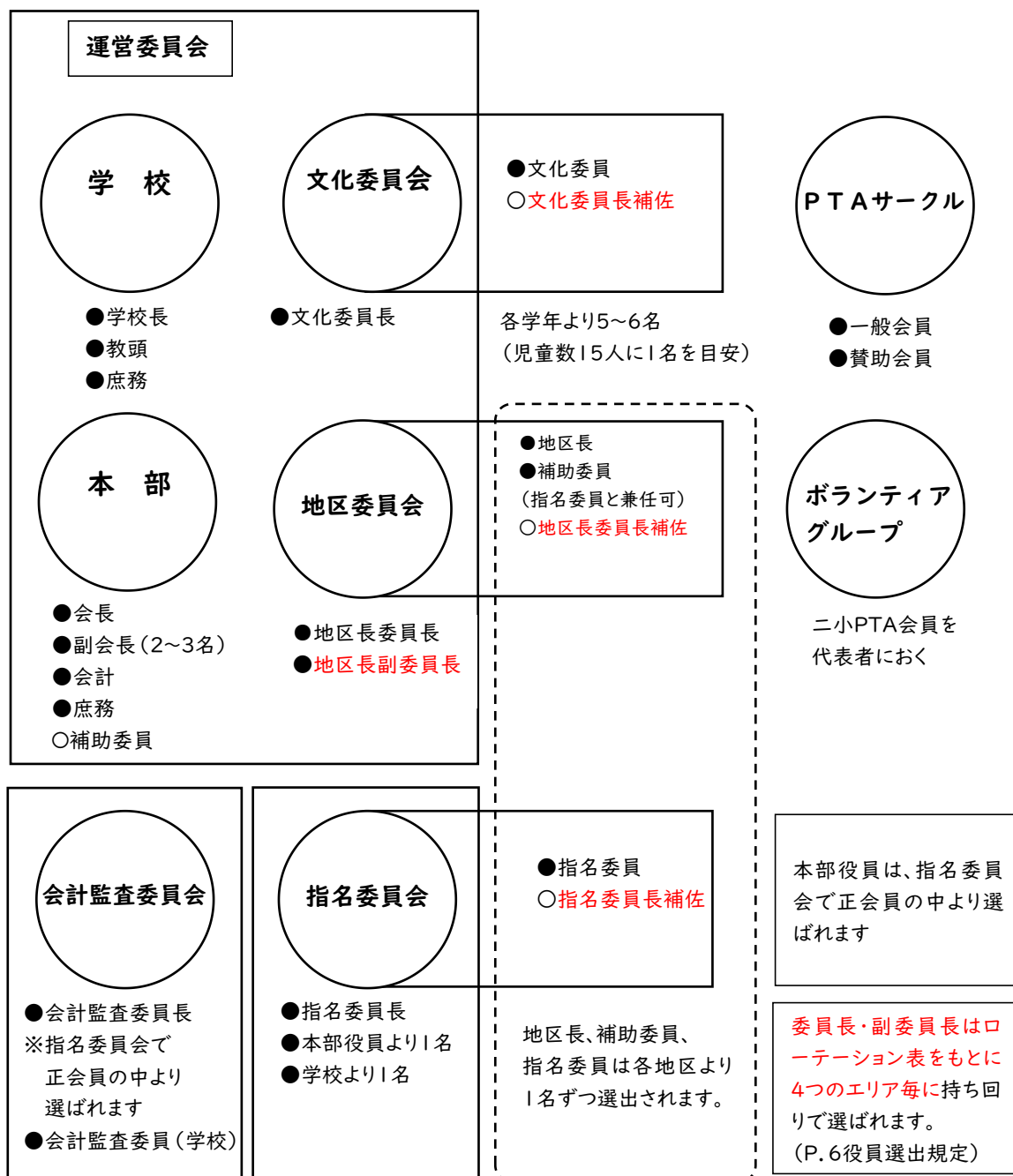
・地区のことについて … 地区長委員へ

・行事のことについて … 運営委員・各部委員へ

それぞれの担当者を通じて学校及び運営委員会で検討いたします。

(新)

二小PTA組織図



PTAに対するご要望・ご意見など連絡担当先は…

- ・地区のことについて … 地区委員長へ
- ・行事のことについて … 運営委員・各部署員へ

それぞれの担当者を通じて学校及び運営委員会で検討いたします。

PTA規約改定(案)

島本町立第二小学校PTA規約について、以下の通り規約改定いたします。

第1号議案

PTA 会計の透明性を維持するため、繰越金が多額の場合はこれ以上増額しないようにし、繰越金を適切に使用することでPTA 会員に還元します。前期会費は徴収しますが、後期会費は徴収しない場合があります。詳細は内規に定めます。

改定前(2021年3月改定分)	改定後
第7条 会計 (追加)	第7条 会計 会費の繰越金が多額の場合は、新たに後期会費を徴収しない場合があります。

第2号議案

地区長委員長の負担軽減をはかるため、地区長副委員長を新たに追加し運営委員会の一員とします。

また、文化委員長を一人体制とします。従来の各副委員長は委員長補佐とします。

改定前(2021年3月改定分)	改定後
第9条 文化委員長(給食担当) 1名 文化委員長(広報担当) 1名 副委員長 各1名	第9条 地区長副委員長 1名 文化委員長 1名 委員長補佐 各1名
第11条 1. 委員長は、その所属する委員会を代表し、会務を処理します。 1. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときは、代理を務めます。	第11条 1. (副)委員長は、その所属する委員会を代表し、会務を処理します。 1. 委員長補佐は委員長を補佐し、委員長不在のときは、代理を務めます。
第16条 運営委員会は～ (追加)	第16条 地区長副委員長
第19条 給食担当・広報担当それぞれの職務の趣旨を理解し、	第19条 (削除)

第3号議案

(副)委員長補欠(任期は1年間)をおけるようにします。

改定前(2021年3月改定分)	改定後
第9条 (追加)	第9条 1. (副)委員長補欠 若干名
第10条 (追加)	第10条 1. (副)委員長補欠の任期は1年間とし、(副)委員長が辞任した時、その役を担う。

第4号議案

2022年度 島本町PTA連絡協議会(連P)の幹事校を務めるにあたり、会長、副会長が、連Pの役を兼任する場合がありますことを明記します。

改定前(2021年3月改定分)	改定後
第11条 (追加)	第11条 1. 会長・副会長は、この会が所属する島本町PTA連絡協議会の役を兼任することがある (但し幹事校担当年度のみ)

第5号議案

書面議決を行えるようにします。

改定前(2021年3月改定分)	改定後
第14条 (追加)	第14条 総会は、原則として会議により開催し決議するが、事前に運営委員会が定める方法により、会議を開かず、書面または電子投票による議決権行使ができる。

役員選出規定について変更箇所(案)

役員選出規程・委員長(委員)選出手順について、以下の①から⑤を臨時総会の第6号議案とします。

- ①文化委員長(給食担当と広報担当)を2名体制から1名体制とし、地区長副委員長を追加、各委員会の委員が就いていた従来の副委員長を委員長補佐に変更します。
- ②島本町PTA連絡協議会役員(担当年度に役員を選出する必要がある)についての項目を追加します。
- ③要配慮個人情報保護の観点により、選出方法を変更します。
(くじ引き免除を希望する会員は、原則、事前に免除希望用紙を提出するか学校窓口に相談していただくこととする)
- ④委員長・副委員長の立候補を全学年、全地域ブロックより可能とします。
- ⑤運営役員経験者からも委員長・副委員長・地区委員の立候補は可能です。わかりやすいように表記を変更します。
- ⑥地区の中でも世帯数の特に少ない区域からの地区長選出を行わない。
地区内の安全管理のため、地区長の選出は地区の事情を知る地域からのみとします。

役員選出規程(旧)

第1条 会長・副会長・庶務・会計・会計監査委員長は、指名委員会において、正会員中より選定し、総会において承認をうけます。

第2条 (1)指名委員会は、指名委員、現運営委員より1名、学校より1名で構成します。

(2)指名委員は、現地区長委員会推薦の各地区より1名とする。但し、世帯数の減少により指名委員を出すことが困難である地区については、世帯数が3世帯以上になるまでの間、指名委員の選出を免除します。

(3)指名委員会は、候補者の承認を得ておきます。

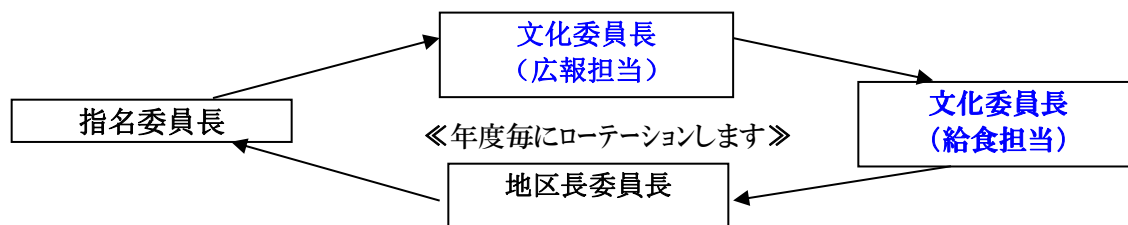
(4)指名委員会は、会長の召集により活動開始し、候補者が総会において承認を受けた時点で解散します。

第3条 各委員長は、指名委員会において、下記ローテーション表をもとに、正会員中より選定し、総会において承認をうけます。

ローテーション表 (注) 地区、エリア、ローテーションは必要に応じて変更します。

地区	エリアA	エリアB	エリアC	エリアD
区割り	山二(*) 鈴滝東 鈴滝西 東二・尺代	山柴・山鈴 ユニハイム・ユニライフ	東三東 東三西 百山カーサ・ジオ 南百山 百山アーバン・リシェス	若二・三 若- A 若- B

(*) 山二地区は、会計監査委員長を引き受けた年度は選出免除とします。



第4条 地区長委員及び補助委員は、地区別集会上において、現地区長指名のもと各地区よりそれぞれ1名を正会員中より選定し、会長はこれを委嘱します。原則として補助委員は各地区1名とします。2名以上必要である場合は地区長委員長を通して運営委員会です承を得ます。

第5条 文化委員は、懇談会上において、各学年より児童15名につき1名を目安に正会員中より選定し、**2名以上は給食担当、2名以上は広報担当とし**、会長はこれを委嘱します。

第6条 各副委員長は、委員長の推薦により会長はこれを委嘱します。

学校側は、指名委員会の要請があれば、教職員の中から庶務若干名、会計監査委員1名を選出します。各地区担当若干名ずつ、各委員会委員若干名ずつを教職員中より内申し、会長はこれを委嘱します。但し、兼務及び代行者においても差し支えありません。

第7条 各委員長及び委員の兼任はできません。なお、指名委員についてはこの限りではありません。また補助委員は文化委員に限り兼任可能とします。

第8条 運営委員会が必要であると認められた場合は、運営補助をおくことができます。

役員選出規程(新)

第1条 会長・副会長・庶務・会計・会計監査委員長、**島本町PTA連絡協議会書記(但し幹事校担当年度のみ)**は、指名委員会において、正会員中より選定し、総会において承認をうけます。

第2条 (1)指名委員会は、指名委員、現運営委員より1名、学校より1名で構成します。
 (2)指名委員は、現地区長委員会推薦の各地区より1名とする。但し、世帯数の減少により指名委員を出すことが困難である地区については、世帯数が3世帯以上になるまでの間、指名委員の選出を免除します。
 (3)指名委員会は、候補者の承認を得ておきます。
 (4)指名委員会は、会長の召集により活動開始し、候補者が総会において承認を受けた時点で解散します。

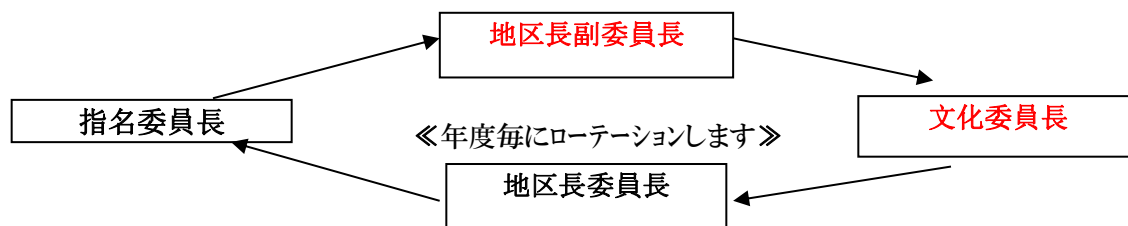
第3条 各委員長・副委員長は、**立候補がない場合**、指名委員会において、下記ローテーション表をもとに、正会員中より選定し、総会において承認をうけます。

ローテーション表

(注) 地区、エリア、ローテーションは必要に応じて変更します。

	エリアA	エリアB	エリアC	エリアD
地区割り	山二(*) 鈴滝東 鈴滝西 東二・尺代	山柴・山鈴 ユニハイム・ユニライフ	東三東 東三西 百山カーサ・ジオ 南百山 百山アーバン・リシェス	若二・三 若- A 若- B

(*) 山二地区は、会計監査委員長を引き受けた年度は選出免除とします。



第4条 地区長委員及び補助委員は、地区別集会において、現地区長指名のもと各地区よりそれぞれ1名を正会員中より選定し、会長はこれを委嘱します。
 原則として補助委員は各地区1名とします。2名以上必要である場合は地区長委員長を通して運営委員会です承を得ます。

第5条 文化委員は、懇談会において、各学年より児童 15 名につき 1 名を目安に正会員中より選定し、会長はこれを委嘱します。

第6条 **各委員長内において委員長が必要とする場合は委員長補佐をおくことができます。**
 学校側は、指名委員会の要請があれば、教職員の中から庶務若干名、会計監査委員 1 名を選出します。各地区担当若干名ずつ、各委員会委員若干名ずつを教職員中より内申し、会長はこれを委嘱します。但し、兼務及び代行者をおいても差し支えありません。

第7条 各委員長・副委員長及び委員の兼任はできません。なお、指名委員についてはこの限りではありません。また補助委員は文化委員に限り兼任可能とします。

第8条 運営委員会が必要であると認められた場合は、運営補助をおくことができます。

委員長(委員)選出手順について(旧)

<選出手順>

1. 立候補者がいないか確認する。
2. 立候補者がなければ、下表の順序に従い、くじ引きにて選出する。

表 <委員長・委員の対象者と免除者、委員長(委員)選出会の司会担当者、選出の順序について>

	選出順序	対象者【※2】	免除者	司会担当者
委員長【※1】	1	基本は新6年生の保護者【※3】	運営委員経験者【※4】 及び やむを得ない事情により免除を希望し、選出会において了承された方【※5】	指名委員
指名委員	2			地区長委員
地区長委員	3			
補助委員	4			

【※1】委員長とは、地区長委員長、文化委員長(給食担当)、文化委員長(広報担当)、指名委員長のことです。
会計監査委員長は、指名委員会において、正会員中より選定いたします。

【※2】複数のお子様がいる場合はそれぞれのお子様が生6年生の時(すなわち1子につき1回)対象となります。

【※3】委員長については、エリア内に対象者がいない場合は学年を下げます。委員については、地区内に対象者がいない場合は学年を下げます。なお、委員の対象者が多数いる場合は、未経験者を優先します。

【※4】過去に運営委員(会長、副会長、庶務、会計、地区長委員長、文化委員長)、または指名委員長を経験された方は免除となりますので、あらかじめ免除希望届を指名委員会に提出してください。ただし、会計監査委員長は免除対象ではありません。

【※5】やむを得ない理由(家庭の事情など)により免除を希望される方は、あらかじめ免除希望届を指名委員会に提出してください。免除希望届を受け付けた方は原則免除候補者となります。その後、委員長(委員)選出会において免除候補者の免除の可否を諮り、選出対象となる方々の了承が得られた場合は免除されます。
ただし、様々な観点から指名委員長・会長・学校長が協議の上認められる理由のある方は選出会で可否を諮ることなく、免除となります。

(その他)

- ▼ 委員長(委員)選出会に参加できない場合は、委任状を提出してください。
- ▼ 免除希望届は新6年生の保護者全員に、指名委員会より配布します。

委員長・副委員長・委員選出手順について(新)

<選出手順>

1. 全学年の正会員より委員長・副委員長の立候補者を募る。【※1】
2. 立候補者がなければ、下表の順序に従い、くじ引きにて選出する。

表 <委員長・副委員長・委員の対象者と免除者、選出会の司会担当者、選出の順序について>

	選出順序	対象者【※3】	免除者	司会担当者
委員長・副委員長【※2】	1	立候補がない場合 基本は 新6年生の保護者 【※4】	運営委員経験者【※5】 及び やむを得ない事情により免除を希望し、 指名委員会 において了承された方【※6】	指名委員
指名委員	2			地区長委員
地区長委員	3			
補助委員	4			

【※1】委員長・副委員長については、立候補者が多数の場合は①ローテーション表のエリア、②未経験者、③高学年保護者を優先します。

【※2】地区長委員長、地区長副委員長、文化委員長、指名委員長のことです。会計監査委員長は、指名委員会において、正会員中より選定いたします。

【※3】複数のお子様がいる場合はそれぞれのお子様为新6年生の時(すなわち1子につき1回)対象となります。

【※4】委員長・副委員長については、くじ引き選出の際にエリア内に対象者がいない場合は学年を下げます。委員については、地区内に対象者がいない場合は学年を下げます。なお、委員の対象者が多数いる場合は、未経験者を優先します。地区長については、地区の中で世帯数が特に少ない区域、飛び地の区域からは選出しないようにします。

【※5】過去に運営委員(会長、副会長、庶務、会計、地区長委員長、地区長副委員長、文化委員長)、島本町PTA連絡協議会の会長、書記、または指名委員長を経験された方も立候補は可能ですが、選出を希望しない方は免除となりますので、あらかじめ免除希望届を指名委員会に提出してください。ただし、会計監査委員長は免除対象ではありません。

【※6】やむを得ない理由(家庭の事情など)により免除を希望される方は、あらかじめ免除希望届を指名委員会に提出するか、学校窓口にご相談してください。免除希望届を受け付けた方は原則免除候補者となります。その後、免除希望理由のみ指名委員会で協議し、免除の可否を決めます。ただし、個人情報保護の観点から指名委員会で可否を諮ることなく、免除となる場合があります。

(その他)

- ▼ 選出会に参加できない場合は、委任状を提出してください。
- ▼ 免除希望届は新6年生の保護者全員に、指名委員会より配布します。

個人情報保護取扱規則

①各委員会(特に指名委員会は独立した運営体制)での個人情報取り扱いについて、会長が各委員内の個人情報管理体制をすべて把握するのは困難なため、個人情報取り扱いの責任の所在を見直ししました。役を退いた後も、その責任を負うこととします。

②個人情報取得の目的に「次年度役員・委員選出」を追記します。

※要配慮個人情報とは・・・取扱いに配慮を要する個人情報のことです。

改定前	改定後
第2条 要配慮個人情報は取り扱わないものとする。	第2条 要配慮個人情報は 原則 、取り扱わないものとする。
第4条 (追加)	第4条 (4)次年度役員・委員選出のための連絡
第7条 個人情報の管理責任者は会長とする。	第7条 運営委員会は個人情報の管理責任を負う。
第7条 (追加)	第7条 の5 指名委員会において使用する個人情報の管理責任は指名委員会とする。
第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 (追加)	第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 本会の役員・委員を退いた後も同様とし、その者の責任とする。